

保護者の皆様へ

茨木市立春日小学校
校長 桂木 将之

暴風・地震等の警報に伴う措置について

標記のことについて、以下の通り措置させていただきますので、協力のほどよろしくお願い致します。

なお、午前9時までに暴風警報等が解除された場合も、平常通り給食が提供できます。

（この保存版はわかりやすいところに保存しておいてください。）

記

暴風警報発令時の措置

★茨木市に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとる。

1	午前7時までに警報が解除された場合	平常授業
2	午前7時の時点で警報発令の場合	自宅待機
3	午前9時までに警報解除の場合	解除された時点で登校 平常通り授業（給食はあります。）
4	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校
5	登校後に警報が発令された場合	その時点で下校または待機 安全確保・集団下校

※「特別警報」や校区内の地域に「避難指示」が発令された場合においても暴風警報と同様の措置を取らせていただきます。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止（状況により学校待機、または集団下校する）
	放課後	学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、翌日臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。
2	震度5弱未満の地震が発生の場合 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	